

# 米国特許判決紹介

— 2022.6.21 CAFC判決 (NOVARTIS PHARMACEUTICALS CORP. V. HEC PHARM CO., LTD.) — 



## 1. 判決要旨

自己免疫疾患の一つである再発寛解型多発性硬化症 (Relapsing-Remitting multiple Sclerosis :RRMS) の治療に関する特許 (U.S. Patent No. 9,187,405) の侵害訴訟についての米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の判決。

クレーム1における否定的クレーム限定事項 (negative claim limitation) を説明する記載が特許明細書にあるか否かについて、記述要件 (written description requirement) が争われた事件。CAFCは2回の審議を行い、いったん特許無効の主張を否定したものの、最終的には記述の欠如 (lack of written description) を理由に特許が無効であると判断した。

## 2. 事件の概要 NOVARTIS PHARMACEUTICALS CORP. V. HEC PHARM CO., LTD. 事件 (Fed. Cir No 2021-1070, Decided: June 21, 2022)

- 本訴訟はRRMSの治療に関する特許USP 9,187,405を有するNovartisと、同剤の後発医薬品を製造販売しようとするHEC Pharmとの間でデラウェア地方裁判所で争われた事件。

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。